

令和4年度地域振興基金を活用した区民活動助成制度

【助成コース：チャレンジ助成・スタートアップ助成】

実施要領

この助成金は、多様な公益活動の活性化および区民団体による区民サービスの向上をめざして、区内の団体が行う地域課題や社会的課題の解決に向けた事業に助成するものです。

1. 皆様からの寄附が原資～地域振興基金について

品川区では、様々な社会貢献活動や公益活動を行っている区内の団体を支援するため、皆様からの寄附金を積み立てる「地域振興基金」を設置しています。これらの資金を助成しています。

2. 募集期間

令和4年4月18日(月)から4月28日(木)まで(最終日の午後5時〆切)

3. 申請書類

	提出書類	提出要件
1	助成金交付申請書【第1号様式】	
2	見積書	印刷費、備品購入費、保険料、使用料及び賃借料、委託料を計上する場合に添付。なければそれに準ずる書類を添付。
3	定款、会則、設立趣意書等	
4	役員(会員)名簿	団体における役職・役割を明記。
5	団体の申請年度の活動計画書	
6	団体の申請年度の収支予算書	
7	活動実績が分かる資料(チラシ・パンフレット等)、団体をPRする資料等	A4片面5枚まで。小さいサイズのものを添付する場合も、用紙に貼り付ける等してA4片面に統一のこと。
8	昨年度の実施完了報告【第7号様式】	継続して同一事業の申請をする場合に添付

- すべて A4 片面印刷とし、ホチキスも止めないてください。
- 様式に指定がないものは、任意様式で作成し、提出してください。
- 上記資料がない場合は作成し、添付してください。
- 申請書類は返却しません。質問する場合があるので必ず写し(控え)を取ってください。
- 申請書類は、審査・選考のためにのみ利用し、その他の目的に使用することはありません。

[様式は「品川区ホームページ」から、入手できます]
品川区トップページ→「地域活動」→「区民・企業との協働」→「区民との協働」
→「地域振興基金から地域に貢献する事業に活動資金を助成」

4. 応募方法

地域活動課協働推進係(品川区役所第二庁舎6階)まで持参にて提出してください。

5. 助成事業の実施期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日までに実施する事業

※ただし、第二次審査日(令和4年7月1日)時点で、すべて完了している事業は対象外です。

6. 申請できる団体

次の要件をすべて満たす団体とします。

(1)品川区内において公益活動(※1)を目的として活動している団体(NPO 法人、ボランティア団体等)であること。

(※1)公益活動とは? ☞不特定多数の区民の利益となることを目的とした非営利の活動のこと

(2)区民活動情報サイト(以下、しながわすまいるネット)に登録している団体であること。

(3)品川区に主たる事務所または活動拠点を有すること。

(4)3人以上で構成されていること。

(5)年度末に行う区民公開の活動報告会に参加できること。

<対象とならない団体>

(1)団体構成員相互の利益を図ることを目的とする団体(趣味サークル等)

(2)宗教活動または政治活動を目的とした団体

(3)特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう)の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体

(4)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう)、または暴力団の構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

7. 対象となる事業

対象となる事業は、令和4年4月1日～令和5年2月28日までに実施する事業で、次の全てを満たす事業とします。

(1)品川区の地域課題や社会的課題解決のために取り組んでいる事業であること。

(2)品川区の地域づくりを目的とした事業であること。

(3)品川区民の福祉等の向上に寄与する事業であること。

(4)同一事業について、他の制度による助成を受けていないこと。

(5)同一事業について、令和元年度以前に本制度による助成を受けていないこと。

<上記の条件を満たす事業であっても対象外となる事業>

(1) 宗教活動または政治活動をともなう事業

(2) 調査、研究、成果物(冊子、記録媒体、ウェブサイト等)の作成を目的とした事業

(3) 自己資金のない事業

8. 助成コースと要件

助成コース		チャレンジ助成	スタートアップ助成
助成目的		すでに公益活動を進め、活動が安定している団体の新規開拓事業に対して助成。	活動を始めて間もない団体の事業を安定的に行えるように支援する助成。
助成総額		今年度は上限 300 万円(予定)	
助成金額		事業費のうち、助成対象経費の 3 分の 2 以内(上限 50 万円まで)。※千円未満切捨	事業費のうち、助成対象経費の 4 分の 3 以内(上限 30 万円まで)。※千円未満切捨
申請資格	共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 1団体につき1事業のみ申請できます。同一年度に複数の事業は申請できません。 ● 同一事業は最大3回(3年間)まで継続して申請ができます。(但し単年度審査。全体の申請状況等により必ずしも助成を保障するものではありません。) 	
	コース別	-	団体設立からおおむね5年以内であること。

9. 助成対象となる経費

助成事業の実施に必要な経費のうち、次に定める経費が助成の対象です。

対象項目	説明	具体的内容	参照
報償費	団体外部への謝礼	講演会・研修等の講師謝礼、協力団体への謝礼・出演料等。区で定める謝礼を目安とする	※1
旅費	交通費	講師、出演者、事業にかかわるスタッフの公共交通費(タクシー代は除く。)	
需用費	消耗品費 印刷費	文具、用紙代等の事務消耗品購入費、チラシ・ポスター等の印刷代、資料製本代等	※2
備品購入費	備品購入費	5万円以上かつ継続使用し、申請事業の目的達成のために必要不可欠である物品	※3
役務費	通信費 保険料	郵送料、通信費、保険料	
使用料及び 賃借料	会場使用料	会場使用料	※4
	車両・機器レンタル料	機器・機材の賃借料、レンタカー代	※5
委託料	委託料	会場設営の委託費用、デザイン等の委託費用	※5
人件費	団体内部への支払い	臨時的アルバイト等に対する支払い(原則、時間単価1,041円以内かつ総事業費の20%以内とする。)	

【対象経費の算出について】

＜対象とならない経費＞

- (1) 団体運営のための継続的経費
- (2) 対象経費は、申請した年の4月1日から翌年2月末までの間に実施する事業のものに限ります。それ以外の期間に支出した経費は原則対象となりません。☞関連:次頁「(※4)会場使用料の取り扱い」

(※1) 区で定める謝礼の目安

A	大学教授、弁護士、公認会計士、医師、著名民間学者、民間企業最高管理者	13,700 円/1 時間
B	大学准教授、民間専門研究者、民間企業中間管理者	12,200 円/1 時間
C	大学講師・助教・助手、民間技術者、民間企業下級管理者	10,500 円/1 時間
D	高専准教授、小・中・高校教諭、民間技能者	9,500 円/1 時間 他

(※2) チラシに係る経費(印刷代・デザイン代等)

参加者延べ人数 100 人まで	参加者数×10×50 円
参加者延べ人数 100 人以上	上限 5 万円

(※3) 備品購入費の取り扱い

チャレンジ助成については、本制度で定める備品の要件を満たす場合であっても、汎用性の高い製品は計上できません。(例:テレビ、パソコン、プリンター、デジカメ等)

(※4) 会場使用料の取り扱い

会場使用料についてのみ、申請事業に係る支出であることが明白な場合は、事業実施年度の4月1日より前の支出であっても計上可能です。

【例】8月のきゅりあんイベントホール使用料を、予約確定のため半年前の2月に支払う場合

(※5) 人件費の取り扱い

団体構成員に対する支出とみなされる場合は助成対象経費に計上できません。

10. 審査・選考方法

- 第一次審査(書類審査)、第二次審査(面接審査)を経て選考します。
- 審査・選考は、有識者、公益活動の実践者、区職員等の審査委員で構成する「品川区地域振興基金活用推進会議」で行います。
- 申請された事業は、次の審査基準に照らして行います。

<審査基準の視点>

- (1) 事業の目的は明確であるか、具体的に示されているか。
- (2) 地域ニーズや地域課題、社会的課題を具体的に把握し示されているか。
- (3) 多くの区民にとって有益な、公益性のある事業目的となっているか。
- (4) 事業の内容が具体的で、目的と整合したものになっているか。
- (5) 実施体制や責任体制が明確であり、実施内容と組織体制が整合しており、継続的な事業実施が期待できるか。
- (6) スケジュールが具体的で、実施可能な計画になっているか。(コロナ禍でも実施可能か)
- (7) 事業目的に合致し、成果が具体的に(数値、指標、状態など)示されているか。
- (8) 事業を遂行することにより、団体の自立、成長、能力向上が期待できるか。
- (9) 実現可能性の高い予算で、収支のバランスがとれ、費用の用途は事業目的に対し妥当か。
- (10) 積算根拠が具体的かつ妥当に記載されているか。

11. 申請から採択までの流れ

流 れ		日 時	要 件
申請	説明会	4月13日(水) 午後2時～4時	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成金の性質や申請ポイントを説明します。必須ではありませんが、なるべくご参加ください。
	事前相談 ★予約制	4月18日(月) ～4月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1回30～60分程度。原則、各団体1回まで。 ● 電話にて予約。説明会終了後にも予約受付をします。 ● 書類がすべて揃っていない場合でも相談可能です。
	申請書類の提出 ★予約制	午後5時×切	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前相談を行っていないものは受理しません。 ● 記載不備・添付書類不足がある場合は受理できません。
審査・ 選考	第一次審査 (書類審査)	5月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請団体の出席はありません。 ● 審査結果は、すべての団体に通知します。 ● 申請内容について、申請団体に事前に確認を求める場合があります。 ● 第一次審査を通過した団体には、第二次審査前に、審査会からの確認事項について回答していただきます。
	第二次審査 (面接審査)	7月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一次審査を通過した団体から、申請事業の説明・質疑応答をしていただきます。 ● 指定された時間に出席できない場合は、失格となります。 ● 助成事業を選考します。
助成事業の決定		7月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査結果報告を受けて区長が助成事業を決定し、申請した団体あて結果を通知します。 ● 助成金は満額認められない場合があります。 ● 交付決定にあたり条件が付される場合があります。
助成金の交付		7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付時期が前後する場合があります。
事業実施		令和4年4月1日～ 令和5年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成事業を実施します。 ● 実施団体と区は、必要に応じて、事業実施の進捗状況等の情報交換をおこないます。

12. 採択後について

(1) 助成金対象事業である旨の記載

助成事業は区民の皆様からの寄付で成り立っています。その旨を広く伝えるため、事業実施にあたっては以下を順守してください。

- 当助成で作成した広報物・成果物には、必ず「令和4年度品川区地域振興基金を活用した区民活動助成対象事業」である旨を明記してください。
- 事業で作成したチラシやパンフレット等の成果物は、都度、協働推進係に提出してください。
- 当助成で購入した備品には、区が作成したシールを貼付してください。なお、備品は区への事前相談なく処分することはできません。
- 区の主催する事業への参加、制度紹介のための写真提供などに協力していただく場合があります。

(2) 申請内容の変更及び中止等が発生する場合の取扱い

やむを得ない理由で申請時点と内容が変更・中止が予測される場合には、必ず事前に報告してください。

(3) 実施報告

- 事業終了後、速やかに「事業完了報告書」および「収支決算書」を提出してください。
- 提出の際には、決算の裏づけとなる「領収書等の写し」を添付してください。交通費等、領収書を取ることが難しい場合は、内訳を含む支払調書を作成し、添付してください。
- 余剰金や助成対象と認められない経費が発生した場合は、すみやかに区に返還していただきます。

(4) 活動報告会への参加（必須）

- 令和5年1月末頃に実施予定の区民公開の活動報告会にて、成果発表を行っていただきます。

13. 留意事項

- 申請事業の概要、団体名、および審査結果は、品川区ホームページ等で公表します。また、申請団体から提出された書類等は、区の行政文書として情報公開の対象となります。
- 助成事業の実施にあたり、個人情報の取り扱いが発生する場合、助成事業を実施する団体に対して、区の基準に合わせた個人情報の管理方法へ改善を求めることがあります。
- 事業決定後、「品川区地域振興基金を活用した区民活動助成金交付要綱」に違反する事実等があった場合には、助成を取り消すことがあります。

14. 提出・お問合せ先

品川区地域振興部 地域活動課 協働推進係(品川区役所第二庁舎6階)

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話：03-5742-6605（直通）

FAX：03-5742-6878

メール：chikikat-kyodo@city.shinagawa.tokyo.jp